

定 款

株式会社ヤマザキ

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ヤマザキと称し、英文では、YAMAZAKI CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 工作機械の設計、製造および販売
2. 輸送用機器部品の設計、製造および販売
3. 電子部品の設計、製造および販売
4. 不動産の貸借および管理運営
5. 各種楽器部品の製造および販売
6. 労働者派遣事業
7. 健康・美容器具等の製造および販売
8. 機械器具の設計、製造および販売
9. 鋼構造物工事の設計施工請負
10. 電気工事の設計施工請負
11. その他前各号に関する古物売買の業務
12. その他前各号に関連または付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(公告方法)

第4条(1) 当社の公告は、電子公告により行う。

- (2) やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、15,703,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条(1) 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権登録に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等およびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第11条(1) 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- (2) 前項その他本定款に別段の定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に、臨時株主総会は必要に応じて随時、取締役会の決議に基づいて招集する。

(招集権者および議長)

- 第13条(1) 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
- (2) 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。

(決議の方法)

- 第14条(1) 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条(1) 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- (2) 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第16条 当会社の株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第17条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第19条(1) 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第20条(1) 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条(1) 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(2) 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第22条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条(1) 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

(2) 取締役社長が欠員の場合または事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。

(取締役会の招集通知)

第24条(1) 当会社の取締役会の招集通知は、取締役および監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。

(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第27条 当会社の取締役会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(議事録)

第28条 当会社の取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席取締役および監査役が記名押印または電子署名を行う。

(取締役の責任免除)

- 第29条(1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
- (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第32条(1) 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第33条(1) 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第35条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

- 第36条(1) 当社の監査役会の招集通知は、監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。
- (2) 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第37条 当社の監査役会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(議事録)

第38条 当社の監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。

(監査役の責任免除)

- 第39条 (1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
- (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

- 第41条 (1) 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
- (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

- 第42条 (1) 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第43条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第45条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当金)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する剰余金の配当金(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間等)

第47条(1) 当会社の剰余金の配当金(中間配当金を含む。)は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社は支払いの義務を免れる。

(2) 前項の未払配当金には、利息を付けない。

以 上

昭和61年10月29日	変更
昭和62年 7 月 7 日	変更
昭和62年 8 月11日	変更
平成元年 7 月17日	変更
平成 2 年 7 月17日	変更
平成 4 年 6 月26日	変更
平成 6 年 6 月29日	変更
平成13年10月 1 日	変更
平成14年 6 月27日	変更
平成15年 6 月27日	変更
平成16年 6 月29日	変更
平成18年 6 月29日	変更
平成20年 6 月27日	変更
平成20年12月 1 日	変更
平成21年 6 月26日	変更
平成22年 1 月12日	変更
平成26年 6 月27日	変更
平成29年 6 月29日	変更
令和元年 6 月27日	変更
令和 2 年 6 月26日	変更